

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年 4 月 22 日

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成21年4月22日（水曜日）

午後1時33分開議

午後4時0分閉会

本日の会議に付した事件

平成21年度主要事業及び新規事業説明

報告事項

① 物品調達等に関する不適正な経理処理に係る再発防止策について

② 平成21年6月補正予算の編成について

出席委員（8人）

委員長 森 浩 二
副委員長 田 代 国 広
委員 鬼 海 洋 一
委員 竹 口 博 己
委員 馬 場 成 志
委員 大 西 一 史
委員 中 村 博 生
委員 内 野 幸 喜

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安 倍 康 雄
総括審議員兼次 長 黒 田 豊
首席政策審議員兼
企画調整課長 神 谷 将 広
政策調整監 坂 本 浩
秘書課長 向 井 康 彦
広報課長 濱 名 厚 英

総務部

部長 松 山 正 明
次 長 瀬 口 豊
次 長 田 崎 龍 一
人事課長 豊 田 祐 一

総務事務センター長 高 嶋 裕 治

首席総務審議員兼

私学文書課長 広 崎 史 子

首席総務審議員兼

財政課長 田 嶋 徹

管財課長 松 田 良 治

税務課長 佐 藤 幸 男

市町村総室長 植木野 史 貴

市町村総室副総室長 五 嶋 道 也

危機管理・防災消防

総室長 富 田 健 治

危機管理・防災消防

総室副総室長 佐 藤 祐 治

男女参画・協働推進

課長 中 園 幹 也

地域振興部

部長 小 宮 義 之

次 長 松 見 辰 彦

次 長 河 野 靖

地域政策課長 小 林 弘 史

川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信

情報企画課長 松 永 康 生

首席政策審議員兼

文化企画課長 山 野 陽 一

交通対策総室長 高 田 公 生

交通対策総室副総室長 田 代 裕 信

統計調査課長 佐 伯 康 範

出納局

会計管理者兼

出納局長 宮 田 政 道

会計課長 田 上 勲

管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局

局長 中 村 和 道

首席総務審議員兼

総務課長 田 中 明

公務員課長 松 見 久

監査委員事務局

局長 林 田 直 志
首席監査審議員兼
監査監 藤 川 昭
監査監 柳 田 幸 子
監査監 山 中 和 彦

議会事務局

局長 井 川 正 明
次 長 高 橋 雄 二
首席総務審議員兼
総務課長 吉 良 洋 三
議事課長 東 泰 治
政務調査課長 船 越 宏 樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午後 1 時 33 分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから第 2 回総務常任委員会を開会いたします。

まず、開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

さきの委員会で委員長に選任していただきました森でございます。今後 1 年間、田代副委員長とともに誠心誠意円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。また、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただきますようよろしく申し上げます。また、総務部長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

続いて、田代副委員長からあいさつをお願いします。

○田代国広副委員長 審議の前に、一言ごあいさつをさせていただきます。

さきの委員会におきまして副委員長に選任いただきました田代でございます。今後 1 年間、森委員長を補佐しながら一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。委員各位、また執行部の皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。お世話になります。

○森浩二委員長 本日は、4 月の人事異動後初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いします。課長以上については自席からの自己紹介とし、審議員、ほかについては、お手元に配付しております役付職員名簿によって紹介にかえたいと思います。

それでは、総合政策局長から順にお願いします。

(安倍総合政策局長、黒田次長～船越政務調査課長の順に自己紹介)

○森浩二委員長 1 年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成 21 年度主要事業及び新規事業の説明に入ります。

執行部から、資料に従い説明をお願いします。説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いします。

なお、質疑は、説明後に一括してお受けしたいと思っております。

初めに、神谷企画調整課長、お願いします。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。お手元の資料の 4 ページをお願いいたします。

1 の広域開発行政促進事業でございますが、こちらは全国知事会、九州地方知事会などに関します負担金などを負担するものでございます。

2 のくまもとの夢 4 カ年戦略推進事業でございますが、昨年度、御審議いただきまして

議決をいただきましたくまもとの夢4カ年戦略の目標の達成に向けまして、4カ年戦略推進委員会を設置し、さまざまな取り組みを評価するとともに、今後の施策の方向性を検討する事業でございます。

3のくまもと未来会議事業は、熊本県の将来の飛躍につなげるため、熊本の可能性について大所高所から御意見を伺いますくまもと未来会議を開催する事業でございます。

4の重要政策調整事業は、知事によりますトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題に迅速に対応するため、必要な調査などを行う事業でございます。

企画調整課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○濱名広報課長 広報課でございます。資料は5ページでございます。

まず、広報事業でございます。

広報課では、熊本県の魅力や特色を県内外に向けて発信し、また、県民の方々に県政の情報をお伝えすることなどを、さまざまな媒体を通じた広報を行ってところでございます。

(1)は、県内向けの活字媒体として「県からのたより」を年に6回、偶数月に発行しているものでございます。(2)は、インターネット、メールマガジンなど電子媒体による広報、(3)は、県内の主要新聞5紙による新聞広報、(4)は、県内のテレビ、ラジオ放送による電波の広報、(5)は、県外に向けて電子媒体や雑誌などを活用した広報、(6)は、テレビ番組に字幕や手話、また「県からのたより」の点字版などを作成しております。

資料6ページをお願いいたします。

2の報道対応では、報道機関に情報を提供し、パブリシティによる情報発信を行っております。

3の広聴事業では、県民の皆様から文書やメールで御意見をいただく知事への直行便、

また、新規事業として、知事が直接県民の方々と意見を交換する県民対話事業を行うこととしております。

4では、受付業務、行政相談業務などを行ってところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

人事課の主要事業として、2項目を掲載しております。

まず、1の人材育成・職員研修の推進についてでございます。

時代の変化に的確に対応するためには人材育成が不可欠ということで、人材育成を重視した人事評価及び能力開発の充実を図ってまいります。

(1)の新たな人事評価の実施・試行についてでございますが、昨年度導入いたしました目標管理の考えによる実績評価の試行を継続するとともに、成果行動評価について、今年度も引き続き実施します。

次に(2)の職員研修につきましては、平成18年度に作成いたしました基本方針に基づき実施しますが、特に今年度は、不適正経理処理の再発防止策の一環といたしまして、法令遵守の意識の向上でありますとか、公務員倫理の徹底など、職員の意識改革に取り組みます。具体的には、必修研修で公務員倫理研修を行いますほか、管理監督者を対象といたしました特別研修等を実施いたします。

次に、2の包括外部監査の実施につきましては、地方自治法に義務づけられているものでございまして、本県では平成11年度から実施しているところでございます。さきの2月議会におきまして、平成19年度、20年度に引き続き、公認会計士の荒木幸介氏との契約について御承認いただいたところでございます。

人事課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高嶋総務事務センター長 総務事務センターでございます。8ページをお願いいたします。

主要事業として、次のページにわたり2項目を上げておりますが、まず初めに1の庶務事務の集中処理でございます。

行政改革の取り組みの一環として、本庁、出先で処理します庶務事務のうち、給与、旅費、賃金・報酬、それに共済、福利厚生関係の事務を下スケジュールのように段階的に集中化を行ってまいりました。ことしの4月からは、この6事務29業務についてセンターでの集中処理を完全実施しております。

なおまた、特に旅費関係では、旅費の削減効果が期待される新しい仕組みとして、航空券オンライン予約をこの4月から導入いたしました。法人割引料金の適用により、年間約2,000万円程度の削減効果を見込んでおります。

これで一応の集中化は完了いたしました。今後さらに処理の拡大等の検討も進めてまいります。

次に、9ページをお願いいたします。

2の健康管理に関する事業でございます。

当センターでは、県職員の健康状態の把握や病気の予防、早期発見、早期治療のため、共済や互助会とともに、各種健康診断や健診結果に基づく事後指導や健康相談、健康教育等を実施しております。

特に、長時間労働による健康障害の防止や職員の心の健康づくり対策への取り組みが求められており、産業医による助言指導や精神科医、臨床心理士によるストレス相談を初め、メンタルヘルスに関する研修なども行っております。あわせて、労働安全衛生の観点から職員の快適な職場環境づくりにも取り組んでおります。

なお、今年度から、当センター内に職員厚生室を設けたところですが、ここを中心に、下書いておりますような事業の実施を通して、職員の健康管理対策の一層の充実を図ってまいります。

総務事務センターは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。10ページをお願いいたします。

説明欄 1 私立学校経常費助成でございます。

私立学校の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減を図り、学校経営の健全性を高めるために、私立学校に対して経常費の助成を行います。高等学校、中学校、幼稚園、それぞれの学種別に、予算額に掲げております金額を補助いたします。

ちなみに、右側書いておりますのは、国が示しております生徒1人当たりの単価でございます。この単価と人数をもとに予算額を計上いたしております。

2 私立幼稚園特別支援教育経費補助は、幼稚園に通います障害児を支援するものでございます。

3 私立幼稚園子育て支援事業は、幼稚園が教育時間を超えて預かり保育、長期休業の預かり等を実施するための補助でございます。

4 熊本私学夢教育事業は、本年度新規でございますが、私立学校の教育環境を整備するために、生徒に対する特別授業や授業料の減免補助の拡大等を実施するものでございます。

11ページをお願いいたします。

公立大学法人熊本県立大学への支援事業でございます。

平成18年4月1日に公立大学法人に移行いたしました熊本県立大学の業務実施のための補助でございます。(2)に掲げておりますの

は、その公立大学法人を評価するための評価委員会の事務経費でございます。

後段には熊本県立大学の概要を掲げております。

12ページをお願いいたします。

新しい公益法人制度推進事業でございます。

平成18年に公益法人制度改革関連3法が制定されまして、昨年12月1日から新しい公益法人制度が施行され、新制度による公益法人の認定、認可等の事務を行っております。

簡単に申しますと、昨年12月1日から5年間の間に、現在の公益法人、民法法人が新しい形の法人、一般社団、一般財団、公益社団、公益財団、4つの類型化された法人に移行するための事務でございます。

13ページをお願いいたします。

情報公開の推進でございます。

県の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づきまして、行政文書の開示、それから自己情報等の開示請求への事務対応、それから両情報公開審査会、それから個人情報保護審査会の実施経費でございます。

私学文書課は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。資料の14ページをお願いします。

まず、平成21年度当初予算の概要でございます。

1番目に、平成21年度当初予算編成の基本的考え方を書いてありますが、蒲島知事が編成する初めての本格予算として、知事マニフェストを踏まえて策定された夢4カ年戦略に掲げられた戦略の実現に資する事業への重点化を図るとともに、景気浮揚や雇用対策に積極的に対応すること、さらには、財政再建戦略との整合性を図ることとしております。

2番目が、特色を掲げております。

まず1番目ですが、くまもとの夢4カ年戦

略の着実な推進を図ったことでございます。

2番目が、景気浮揚や雇用対策への対応ということでございます。特に、2つ目のポツに書いてありますが、厳しい財政状況の中でも、2月補正予算と合わせまして13カ月予算として、投資的経費につきましては6.3%の増嵩を図っております。

次に、3番目でございますが、15ページでございます。

財政再建に向けた取り組みとしましては、まず財源不足の解消でございます。

昨年9月に公表いたしました中間報告におきましては、59億円の財源不足を見込んでおりましたが、その後の世界同時不況による景気低迷によりさらに県税収入に大幅な減少が見込まれること、また、それに伴いまして繰越金の減少が見込まれることなどとして、県財政を直撃しております。

このような状況の中で、予算編成過程におけるさらなる見直しを行うとともに、地方交付税等の増額を初めとする地方財政措置が適切に実施されたことから、どうにか財源不足の解消を図ることができました。

その中で、2番目の財政調整用4基金でございますが、現段階では53億円と枯渇寸前でございますが、財政再建のためにはこの水準を維持したいというふうを考えております。

次に、16ページでございます。

県債残高の増加を招かない財政体質ということで、財政再建の基本的な目標としましてこの方針を掲げまして、本年度も総額ベースで増嵩を防いでおります。現段階では、総額ベースで1兆3,192億円というような水準でございます。

大きな2番目ですが、財政再建戦略の着実な推進ということで掲げております。

本県の財政につきましては、国、地方を通じて非常に厳しい状況の中、三位一体の改革によりまして地方交付税の大幅な削減等があったことから、危機的な状況に直面しており

ます。そのため、全庁を挙げて財政再建に向けた取り組みを進め、本年の2月に財政再建戦略を策定することができました。

主な内容につきましては、17ページに掲げております。

一番上が目標になっておりますが、目標は、持続可能な行財政システムの構築でございます。計画期間を20年度から23年度までの4年間としております。

具体的内容につきましては、財政システム改革としまして、歳入においては、土地などの資産売却、特別会計や基金の活用などで歳入確保を図ってまいります。歳出につきましては、職員数や職員給与の削減による人件費の抑制、起債償還の見直し、補助金や維持管理費の抑制、投資的経費の抑制などによって財政再建を進めてまいりたいというふうに思っております。

行政システム改革におきましては、先ほど説明しましたように、職員数の削減、4年間で5.1%のマイナスをもくろんでおります。次に、本庁組織や地域振興局など、組織体制の見直しも取り組んでまいります。

意識改革につきましては、組織を挙げてチャレンジしていく職場風土の醸成などに取り組んでまいります。

さらに、特記としまして、持続可能な地方財政制度に向けて国へ要請を強めるとともに、国の景気対策には的確に対応してまいります。さらに、執行に当たりましては、地域経済にも配慮をしていきます。

このような取り組みを行った上での財政収支を下に示しておりますが、歳出、歳入、これらの取り組みを踏まえた中で、7,200億円から24年度まで6,723億円というような歳出削減を進めていく中で、それでも一番下に掲げておりますような財源不足が生じます。これについては、毎年度の予算編成過程の中で対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松田管財課長 管財課でございます。資料の18ページをお願いいたします。

管財課の主要事業は、庁舎等の管理と財産の管理処分でございます。

まず、1の庁舎等管理でございますが、県庁舎等の保全と維持管理を行うものです。(1)は、県庁舎等を適正に管理するための警備委託及び光熱水費等の経費でございます。電気、ガス等の消費については、省エネ法に基づいた運転に努めたいと思っております。(2)は、県庁舎等の清掃、設備保全、保守点検等の経費でございます。

次に、2の財産管理処分は、財政再建戦略に基づき、未利用資産の売却及び有償貸し付け等を積極的に行うこととしております。本年度は、旧免許センター、大阪事務所・吹田宿舍など20件、約27億円の2分の1が売却できる見込みと考え、13億4,900万円を売却目標額としております。

管財課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤税務課長 税務課でございます。税務課からは2つの項目を掲げております。

まず、県税収入の確保についてでございます。

県税の収入につきましては、本年度当初予算で1,444億円余り、これは前年当初の1,704億円余りから比べますと260億円ほどの減収となります。

減収の主なものとしたしましては、法人事業税で、地方法人特別税の導入や製造業の業績低迷などにより190億円、法人県民税で、製造業の業績の低迷などにより30億円、また、個人県民税で、やはり景気低迷の影響で14億円余りなどというふうに、いろんな税目において減収が見込まれております。

一方、増収につきましては、その主なもの

としましては、地方消費税で、地方財政計画の伸びにあわせまして15億円余の増収を見込んでおります。

厳しい経済情勢ではありますけれども、これら21年度の当初予算額を確保するために、税収確保強化対策事業を定めまして、下記の事業に取り組んでおります。1の通常の賦課徴収のほかに、税収確保強化対策事業といたしまして、インターネットでの公売あるいはコンビニエンスストアでの収納、3番目の税収確保強化対策拡充事業では、地方税徴収特別対策室を設けまして、その中で個人県民税の徴収強化などに取り組んでおります。特に対策室におきましては、ことしから熊本市が参加していただいて11市町となりまして、その取り組みを強化しているところであります。

参考までに、今年度の税収見込みにつきましては裏面の別表につけております。そちらの方は、ちょっと説明は省略させていただきます。

2のふるさとくまもと応援寄附金の推進につきまして、昨年、地方税法の一部改正により、寄附金の拡充としてふるさと納税制度が創設されました。全国トップグループを目指しまして、県外在住の県出身者などに応援をいただくということで、積極的なPRなどを行って取り組みを展開しているところであります。

以上でございます。

○榑木野市町村総室長 市町村総室でございます。説明資料の21ページをお願いいたします。

主要事業といたしまして、市町村合併推進事業について御説明いたします。

市町村合併につきましては、県としても、まず旧法の時、平成17年3月31日に失効しました旧合併特例法のもとで合併を推進してきたところですが、その結果、県内の市町村

数は、平成18年3月末には48となりました。さらに、平成22年3月末までを時限とする合併新法のもとでも、引き続き自主的な市町村の合併を推進してございまして、昨年、平成20年10月には熊本市と富合町の合併が行われ、県内の市町村数は47となったところでございます。今年度は、特に第1四半期を政令指定都市実現の正念場と位置づけまして、熊本市と近隣の3町、城南町、植木町、益城町の合併を支援することといたしてございます。

内容につきましては、説明欄に3点を挙げておりますが、まず1点目、これはこちらの体制の方ですけれども、庁内に設置しました熊本県政令指定都市・市町村合併推進本部を引き続き設置いたしまして、政令指定都市の実現及び合併新法下での合併を推進するとともに、合併市町村に対する総合的な支援を行ってまいります。

2点目は、合併新法に基づく合併推進でございます。現在、政令指定都市実現に向けては、熊本市と近隣3町との間で法定協議会が設置されまして協議が進んでおりますけれども、この合併協議が円滑に進むよう支援するとともに、熊本市や民間の推進組織などと連携を密にしながら、合併や政令市に対し、一層の理解促進に努めてまいります。

3点目ですけれども、旧合併特例法下で合併した市町村に対しても、行政体制の整備あるいは新たなまちづくりに対して、引き続き助言や支援を行ってまいります。

なお、予算額約1億9,800万円の主なものといたしましては、合併した市町村に対する県の交付金が約1億8,000万円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○富田危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。22ページをお願いいたします。

危機管理体制の強化につきましては、私たち危機管理の中心となる仕事でございまして、風水害などの自然災害を初めとしまして、先般のテポドン騒動の問題、新型インフルエンザの健康管理被害など、いろいろな危機管理に対しまして、危機情報の一元化、また関係部局の総合調整を行っております。

2番目以降が、この危機管理のための具体的な施策を並べてございます。

まず(1)の防災センターでの職員の365日24時間体制、また、5月20日に予定をしております防災会議、次のページの8月30日に予定をしております総合防災訓練の実施を行うこととしてございます。このほかに、県民の自主防災組織率をアップさせるための事業、それから、市町村が防災訓練を行うためのアドバイザー支援事業を本年度新たに創設してございます。また、次のページの方に、防災消防ヘリコプター「ひばり」の運航も行っております。

次に、3の消防広域化の推進でございますけれども、県内の13消防本部を4つのブロックに統合すべく、本年度は、首長さんレベルの協議会の設置に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、次のページの防災情報メールシステム構築事業でございますけれども、これは、県民の方に災害情報をメール配信しまして、県民の自主的な避難ができるように、本年度新たに取り組んでいきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。資料の26ページをお願いいたします。

まず1につきましては、男女共同参画推進条例及び男女共同参画計画に基づきまして、県民の皆様の意識啓発を行うとともに、市町村、事業所等における取り組みの促進を図る

ものでございます。

また、今年度は、新規事業としまして、特定分野や地域の課題解決に向けたテーマを設定し、参加型の実学的な座学を実施してまいります。

2につきましては、20年度に改定いたしました配偶者等暴力防止基本計画に基づきまして、DVの防止に向けた教育や被害者の保護、自立に向けた支援等を行うものでございます。

3につきましては、NPO等との協働連携を図るため、協働の仕組みづくりを進めるとともに、NPOの育成、支援に取り組むものでございます。

最後の4でございますが、くまもと県民交流館パレアの管理運営費や同館にございますNPO・ボランティア協働センターの事業費等を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料の27ページをお願いいたします。

1の新幹線くまもと創り(元年戦略)推進事業は、平成23年3月の九州新幹線全線開業に焦点を絞り、新幹線の開業効果を最大化させるため、新幹線元年戦略を重点的に推進することに要する経費でございます。

2の阿蘇くまもと空港の拠点性向上に関する調査検討事業は、空の玄関口であります阿蘇くまもと空港及びその周辺地域の拠点性向上を図ることにより、県全体の活力向上につなげていくため、地元、国、関係企業などとともに調査検討を行うための経費でございます。

3の夢と個性溢れる地域づくり推進事業は、新幹線全線開業に向け、地域振興局が複数の局または鹿児島県などの隣県と連携して実施いたします広域的な地域づくり関係事業を推進するとともに、新幹線くまもと創り以

降の地域づくりの方向性を検討するものでございます。

4のロアッソ熊本支援県民運動推進事業は、ロアッソ熊本のJ1昇格機運を県内全域に広げること及びロアッソ熊本と連携いたしまして熊本の地域づくり、町おこしを行うことを目的に、民間主導で設立された「ロアッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部への負担金でございます。

5の地域振興総合補助金は、市町村等がみずからの創意工夫により行います新幹線くまもと創りや合併市町村における周辺地域の地域づくりに対する補助金でございます。

6の過疎地域振興対策事業は、過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、県、市町村計画の進行管理を行うほか、今年度末で失効いたします現行過疎法後の過疎地域の振興を図るため、新たな過疎法の制定を求めましてアピール行動等を行う経費でございます。

続きまして、資料の28ページをお願いいたします。

7の水俣・芦北地域振興計画は、水俣・芦北地域の振興は熊本県の具体的提案を待って対処すると昭和53年に出されました閣議了解に基づき、平成22年度の実施計画を策定し国に提案を行いますとともに、平成23年度以降の振興方針等についての検討を進めるものでございます。

8の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトは、第4次水俣・芦北地域振興計画に基づきまして、当地域の環境先進地としてのブランド確立及び交流人口の増加による地域活性化を図るための事業でございます。

9の熊本都市圏総合調整推進事業は、九州新幹線の全線開業に向け、熊本都市圏の拠点性の向上を図りますため、都市圏ビジョンに位置づけられた水資源保全の啓発や定住促進など、熊本市と近隣の市町村が連携して取り組む事業に対して支援を行うものでござい

す。

最後の10 熊本駅周辺都市機能誘導等推進事業は、熊本駅周辺につきまして、県、熊本市、JR九州、地元経済界等が共通認識のもと一体となりまして、より魅力的な駅周辺のまちづくりを進めていくことを目的に設置しておりますトップ会議の議論などを踏まえまして、駅周辺の魅力向上やにぎわいを創出していくため、民間企業等の進出を誘導する方策の検討などを行うものでございます。

地域政策課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。29ページをお願いしたいと思います。

1の川辺川ダム総合対策事業でございます。

川辺川ダム事業をめぐる課題解決のための総合調整を行うものでございます。

ダムによらない治水を検討する場につきましては、これまで2回会議を行ったところでございますが、今後は、県や流域市町村が提案しましたアイデアをもとに、国が技術的な検討を行い、治水効果などについて議論を重ね、認識の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、五木村の振興につきましてでございますが、村と共同で3月に中間報告を行ったところでございますが、今後は、さらに村民の皆様の御意見をお聞きするなど、さらに村との協議を重ね、本年秋ごろまでに新たな振興計画を策定することとしております。

この計画を着実に推進するため、さきの議会で承認いただきました振興基金を活用して村の振興に取り組んでまいります。

2の五木村振興交付金交付事業でございますが、これは、村への財政支援といたしまして、新たな振興計画に掲げます村の取り組みに要する経費に対して、同じ基金を財源とし

まして交付金を交付するものでございます。

以上でございます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の30ページをお願いいたします。

1の電子計算管理運営事業でございますが、電子計算機の効率的な運用管理により、40業務のホストコンピューターシステムの運用を行うものでございます。

2の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業でございますが、県庁と各地域振興局等を高速通信回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの監視、保守、運用管理等を行うものでございます。また、今年度は、現在のネットワークが供用開始から7年が経過したため、ネットワークを安定的に維持するため、機器の更新や設備の改修を行うこととしております。

3の電子自治体推進事業でございますが、県と市町村の共同による電子申請受付システム(よろず申請本舗)の運用に係る経費でございます。

4の地上デジタル放送緊急対策事業は、前年度の緊急経済対策で予算化され、今年度に繰り越して実施するものでございますが、平成23年に予定されております地上デジタル放送への完全移行に向けて、デジタル放送に対応していない県の出先機関等の共聴設備の改修などを行うものでございます。

5の情報通信格差是正事業費補助でございますが、携帯電話が利用できないあるいは高速回線によるインターネットが利用できないといった情報通信格差を是正するため、市町村が実施いたします移動通信用鉄塔施設整備事業及びブロードバンドゼロ地域解消促進事業に対して県が補助を行うものでございます。

6のくまもと安心移動ナビ・プロジェクト推進事業でございますが、平成23年春の九州新幹線全線開業に向け、携帯電話を使った公

共交通や観光地、公共施設等の案内システムの構築を行うものでございます。

情報企画課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料の31ページをお願いいたします。

1の文化振興関係事業でございます。

説明欄1の文化行政推進は、文化振興審議会の運営や本県の文化活動の中心的な存在であります県文化協会への活動の支援等を行うものでございます。2の熊本県芸術文化祭推進事業は、文化協会等との連携によりまして、9月から12月、いわゆる芸術の秋に、県下一円で開催いたします熊本県芸術文化祭におけるオープニング事業を初めといたします諸事業を実施するものでございます。

次に、2の博物館関係事業でございますが、県民の皆様から寄贈されました収集資料の保存、整理、そして、それらの資料を活用いたしました企画展や自然観察会等の実施を行うものでございます。

3番目の県立劇場関係事業でございますが、県立劇場管理費は、指定管理者であります財団法人熊本県立劇場に委託して行っております県立劇場の管理運営及び認可事業を行うものでございます。なお、2の県立劇場施設整備費は、劇場の設備の交換を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の32ページをお願いいたします。

1の九州新幹線建設促進事業は、九州新幹線建設促進の要望活動及び新幹線に関する広報啓発活動を行い、平成23年3月の九州新幹線鹿児島ルート全線完成の着実な推進と全線開業の機運の醸成を図ることとあわせ、利

便性の高い運行形態の実現に向けて、JR九州など関係機関への働きかけを行うものでございます。

2の並行在来線対策事業につきましては、肥薩おれんじ鉄道の沿線活性化協議会を中心に、沿線内外のイベントや観光情報の広報、企画ツアーの実施などを行うとともに、熊本駅への平日直通運転実現のための取り組みを通じて、肥薩おれんじ鉄道の利用促進を図るものでございます。

3の熊本都市圏交通問題対策事業につきましては、熊本都市圏内の鉄軌道やその他の公共交通ネットワークの整備や利活用を推進する事業でございます。主な項目といたしまして、空港アクセスの改善策につきまして、豊肥本線からのシャトルバスの本格運行を目指し、交通事業者との調整や利用促進に向けた広報PRを実施してまいります。このほか、都市圏バス路線網の再編などに向けて、関係機関との協議に積極的に参加するとともに、公共交通機関の利用促進に関し、事業者などが実施する公共交通機関の利用促進キャンペーンに支援を行うこととしております。

4の地方公共交通対策事業につきましては、生活交通として必要なバス路線のうち、広域的、幹線的なバス路線運行の維持を図るために、国の補助事業と協調してバス事業者に助成措置を実施するとともに、国の補助事業対象路線とならないバス路線の維持を初め、生活交通確保に向けた取り組みを行う市町村に対して支援を実施してまいります。

また、国の地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく協議会などが県内に設置され、地域が主体となって公共交通の再生に向けた計画の策定、実証実験が進められておりますが、県も参画し、県内の生活交通の維持、活性化を図ってまいります。

続きまして、資料33ページをお願いいたします。

5の阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対

策事業につきましては、阿蘇くまもと空港の拠点性及び機能性の強化を図るため、国内線の振興や航空物流機能の強化などについての対策を推進するとともに、阿蘇くまもと空港周辺環境整備協議会を中心に、地元市町村と連携し、空港周辺の環境対策に取り組むこととしております。

6の阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業につきましては、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会を中心に、円高、ウォン安の影響で外国人利用者が低迷し、非常に厳しい状況にある熊本—ソウル線につきまして、日本人利用者の増加を図るための利用促進対策などを推進することを通じて安定した運航継続を図るとともに、新たな路線開拓に向け、底がたいニーズが存在する台湾路線を中心とした国際チャーター便の利用促進にもあわせて取り組み、阿蘇くまもと空港の国際拠点性の向上を図ることとしております。

7の地域航空推進事業につきましては、天草エアラインに対しまして、昨年度取りまとめたあり方検討の結果を踏まえ、引き続き安全かつ安定した運航が維持できるよう、地元市町と協調して、法令で義務づけられている重整備や機材整備費への支援を行うとともに、天草空港利用促進協議会を中心とした利用促進対策に積極的に取り組んでいくこととしております。

最後の8の阿蘇くまもと空港周辺整備事業につきましては、空港と一体となって管理しております空港周辺の県有地の適切な維持管理を行うとともに、特に今年度におきましては、梅雨時期などに冠水が見られる北側県有地におきまして、浸透池を設置することによる冠水対策を実施することとしております。

以上が事業でございます。よろしく御願い申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

項目1の委託統計調査の実施でございます。

統計調査課は、国の統計調査を実施するための地方統計機構として位置づけられておりまして、本年度は13件の統計調査を国から受託して実施いたします。これに要する経費は国の負担でございます。

この13件の内訳は、例年実施しております經常調査11件と、次に掲げております(1)総務省所管の平成21年経済センサス・基礎調査、(2)の農林水産省所管の2010年世界農林業センサスの2件、いずれも5年に1度の大規模周期調査でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

項目2の県単独事業の実施でございます。

(1)の加工統計の作成では、既存の資料を加工推計いたしまして、県経済の実態を把握するための県民経済計算、市町村の経済実態把握のための市町村民所得推計、毎月の市町村人口、世帯数を明らかにする推計人口調査等の統計の作成を行います。

また(2)の統計資料の普及では、印刷物の発行やホームページでの迅速な統計資料提供に努めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

総合財務会計システム管理事業でございます。

電子自治体構築への対応、財務会計事務の効率化等を図るために、新たに財務会計システムを構築いたしまして、本年4月から本格運用を開始したところでございます。

新システムの主な特徴としましては、まず、トータルなシステム化で予算編成から予算執行、決算等の業務を一元的に管理すること、2点目が、予算執行管理の充実と財務ストック情報の活用で、事業別と予算科目の両面か

ら予算執行管理を行い、また、職員のパソコンにより財務会計データが活用できること、3点目が、県民サービスの向上で、県民の方が24時間、パソコン、携帯電話などを利用して使用料、手数料等を納付できるシステムを導入したものでございます。今後、この新システムの安定的な運用、維持管理を行ってまいります。

会計課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。資料の37ページをお願いいたします。

1の用品の集中調達ですけれども、これは、県で使用する用品の調達に関する事務の効率化を図るため、集中調達を実施するものです。

平成20年度実績の主なものの合計は、10億7,200万円余、1,500件余となっております。そのほかに、精算中でございますが、ガソリンなどの燃油類が3億2,000万円程度を見込んでおります。

次に、2の電子入札の推進ですが、物品調達及び業務委託などについて、インターネットを利用した電子入札の推進及びシステムの維持管理を行うものです。

なお、電子入札は、平成18年10月から一部運用を開始し、順次対象業務を拡大して、平成20年4月から本格運用を開始したところでございます。

以上でございます。

○田中人事委員会事務局総務課長 人事委員会事務局でございます。38ページをお願いいたします。

人事委員会事務局は、総務課と公務員課の2課でございますが、あわせて御説明申し上げます。

1の採用試験事務でございますが、総務課の事業でございますが、平成21年度の県職員及び警察官の採用試験を記載しております表

の区分に応じまして、それぞれの日程、内容により実施するものでございます。

次の39ページをお願いいたします。

公務員課の事業でございます。

2の公平審査事務は、市町村等からの受託分も含めまして、職員からの不利益処分に関する不服申し立て等につきまして審査を行うものでございます。

3の給与等調査研究事務は、民間給与の実態等を調査いたしまして、議会及び知事に職員の給与について報告をし、必要があると認める場合は勧告を行うとともに、勤務時間等の勤務条件についても調査研究を行うものでございます。

人事委員会事務局は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤川監査委員事務局監査監 監査委員事務局でございます。資料の40ページをお願いいたします。

平成21年度におきましては、本庁出先機関、公営企業等、合わせまして295機関・所属、または団体等を対象に、実地監査や例月現金出納検査などを実施いたしますほか、今回職員による不適正事務処理が発覚したことを受けまして、これらの再発防止策といたしまして、定期監査において物品購入の事務処理に重点を置いた監査及び随時監査を積極的に実施いたしますことで、県政機能の強化を図っていくことといたしております。

なお、監査における指摘・指導事項等につきましては、改善措置を監査結果通知から3カ月以内に求めまして、ホームページで公表をするとともに、関係機関に対し、事務事業の適正な執行に努めるよう求めてまいります。

以上でございます。

○吉良議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の41ページをお願いいたしま

す。

議会運営費でございます。

これは、定例会、委員会等の出席の費用、政務調査費等の交付などを行い、円滑な議員活動と議会の円滑な運営に資するための経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○森浩二委員長 以上で平成21年度主要事業及び新規事業等について執行部の説明が終了したので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 いろいろ総括的に主要事業あるいは新規事業ということで説明をいただきましたけれども、その前にといいますか、若干人事課のところでも触れられましたけれども、例の不正経理——不適正経理とおっしゃっていますか、不正経理問題に対するその処分について、やっぱり私たちもあちこちで処分を——大体、3月末に報告を受けて、こういう処分をしますよということで、600数十名処分するというような話が出ていました。

一つちょっと確認をしたかったのですが、我々に送られてきたその報告書の中にある懲戒処分を614名でしたか、しましたというような話がありましたけれども、厳密に言うとは、免職、停職、減給、戒告というふうになっていると思いますけれども、これはそういう理解でいいんですよね。

○豊田人事課長 人事課でございます。

今、先生おっしゃいましたとおり、地公法上の懲戒処分というのは戒告以上ということで、それについては614名のうちの15名ということでございます。

ただ、一般的に職員が職務上の義務違反を

した場合に、組織内の服務規律の保持でありますとか、あと職員に対する指導目的の訓告ということについても行えるという形になっておりますので、県の場合は、そういうものも含めまして、広い意味で懲戒処分という形にしているところでございます。

○大西一史委員　じゃあ、あくまでもこれは地公法上の問題というよりも、地公法上の4分類以外の処分として、その文書と口頭も一応懲戒処分と言っているということなわけですね。

○豊田人事課長　さようでございます。

○大西一史委員　続いて聞くんですけども、やっぱりこの辺に対して処分が非常に甘いというようなことですね。15名ですね、実質地方公務員法上の処分に関しては。あと報告を見ると614名処分されたということで、非常にたくさん処分されたのかなというような感じですが、まあそれは知事なり執行部の判断の中で、それから外部の調査委員会の中でそういうふうにお決めになったことだろうと思いますが、ただやっぱりそういう声が随分依然強いんですよ。そういう声は多分県の方にも来ているんじゃないかなと思いますけれども、どういうふうにとめておられますか。どういう意見が来ているのか。

○森浩二委員長　後でその他の報告にもありますよね。重複する点もあるわけでしょう。

○大西一史委員　そのときやってもいいけれども。

○豊田人事課長　その他の報告は、どちらかといいますと今後の再発防止策という形を予定しておりますが。

○森浩二委員長　じゃあ、今の件は前のあれですか。

○大西一史委員　まあ、どういう話があったのか、どういうふうにとめているのかということと、どんな意見が県民の皆さんから来ているのかということですよ。

○豊田人事課長　今、先生おっしゃいましたように、処分が軽いのではないかというようなことにつきましては、人事課の方にも、例えば知事への直行便でありますとか、そういうものについて来ているのは事実でございます。

今回の処分につきましては、まず全容を明らかにするというのが大事だということで、職員の自主申告というようなことを求めて、それについて、知事が配慮するというようなこともありまして、いわゆるその懲戒処分の指針、その他をするとき、まず定量を決めまして、それについては最終報告書の中でも、いわゆる不適正ではあるけれども、基本的に業務に使ったもの、預けについては文書訓告と、それから差しかえについては口頭訓告を基本とするというような報告がありましたので、そういうものを踏まえまして処分を行ったところでございます。

○大西一史委員　今ずっと処分の話を聞いているんですけども、それでもやっぱり議会でもいろんな議員の皆さんからの厳しい御意見も随分出ていたと思うし、昨年度もこの委員会で恐らく相当激しい議論があったんだろうというふうに思いますが、そういう意味では、まだまだ県民の認識と県の皆さんの認識というのが随分差があるというのがやっぱり実態だと思うんですよ。

だから、今後、この調査報告書の中に懲戒処分の、要は規定の見直しであるとか、いろんなことをされるというふうに書いてありま

して、もう4月から実施ということになっています。この処分の厳格化というか、明確化ですか、指針の改正というのはどういう形で行われるんですか。もうやられたんですか、4月からということですから。それを報告するというのかな。

○豊田人事課長 後ほどの処分の再発防止策の中でも述べますが、厳格化につきましては、いわゆる公物、公金の不適正な取り扱いにつきましては、今までは戒告または減給でありましたのを、減給または停職という形により厳罰化をしております。

それから、いわゆる差しかえでありますとか預けについても、その公物、公金の不適正な取り扱いの中に、該当するということを明記したところでございます。

○大西一史委員 また後で詳しく報告をいただくとして、では、実際に返還をするということで、1,954万円が大体その返還額相当ということでされていますよね。これは、退職者の方とかにも呼びかけ、あるいは現職は部長が2万円とか、次長が1万5,000円でしたか、というようなことで、退職者への協力も含めて、これは協力という形で求めるということになっていました。

ある退職者の方とこの前お会いしまして、相当——私は何もしとらんのに、何で返さないかぬのかというようなことをちょっとぶつぶつ言われていたので、大体今その辺でどういふ反応が来ているのかあるいはどのくらいその返還というのが進んでいるのかというのは、退職者も現職も含めて今わかりますか。

○豊田人事課長 職員につきましては、4月30日までが一応の返還期間ということでございまして、総額1,960万円のうち知事部局の職員の返還額は、20日現在で約1,900万円は返還がっております。

それから、退職者の方につきましては、任意の協力ということでございますけれども、20日現在で約140万円ほどが返還をいただいているところでございます。

○大西一史委員 わかりました。じゃあ、順調にとこういうのは言っているのかどうかよくわかりませんが、不公平感が退職者の方からもちょっと聞かれたということはどうなのかなと。まあ任意ですからね。それは返さないと言えば、それはもう返さないということでいいんだろけれども、やっぱりその辺の、何というかな、幕引きを何かこれで図っているようなイメージで思っている人というのは相当たくさんいて、なおかつみんな返せばそれでいいんだというような話ではやっぱりいかぬのじゃないかという声もありますので、今回のことに関して、こうやって返還という方針ですから、今後どういう議論になるのかちょっとわかりませんが、やっぱり本当に今後厳しくやっていかないと、県民の皆さんからの信頼というのは得られぬというふうに思いますので、その点については、いろいろ県民の皆さんの御意見を聞いて、今後のいろんな対処を考えていただきたいということをお願いしておきます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○竹口博己委員 前回の委員会のやりとりだったと記憶していますが、その返還について、前知事にもお願いをすると答えた部長か課長さんがおられたが、潮谷前知事にそういう要請をされたかどうか。そして、その後どうなったのか、お願いします。

○豊田人事課長 退職者につきましては、平成15年以降の退職者につきましては、潮谷前知事も含めて、知事名で協力の依頼をしております。

ところでございます。

ただ、任意の返還協力ということでございますので、個人名でありますとか、幾らというようなことにつきましては、差し控えさせていただきますと思います。

○竹口博己委員 今、返還状況を大西委員は聞かれとったんじゃないかと思うが、どうして特定の人についてはガードするか、よくわからぬ。

○大西一史委員 全体を聞いたのです。だから、潮谷義子さんが返したかどうかということについては、任意だから答えないということですか。

○豊田人事課長 返還期間は5月31日までということでもまだありますし、任意でございますので、されたかどうかについては現段階ではお答えできないということで御了承願います。

○竹口博己委員 嫌なことを聞いてごめんなさいね。だけど、再発防止に向けた、そして県民への責任の一端としての強い決意の延長線上であった話だから、あえてお尋ねしました。県民は今後も関心を持っていくでしょう、その件については。

○鬼海洋一委員 合併の問題について、楢木野総室長、ちょっとお尋ねしたいというふうに思うんですが、先般、これは県民の多くの関心呼びました益城町の合併にかかわる住民投票、まさに反対をされた方々が圧勝をされるという状況で、住民の意思がその中に出てきたというふうに思うんですね。

きょうも、今回、この予算を示された中でも、今後の合併市町村に対する総合的な支援を行うと、あるいは情報提供、啓発に向けて合併機運の醸成を図ると、こういうぐあいに

一応書いてはあるわけでありましたが、これまでの県の対応ということも含めて、熊本市と益城町ということだけではなくて、今回出された結論については、深刻に分析をしながら、中身の検証を行う必要があるんじゃないかというふうに思うんですね。

だから、今回のこの事態について、どういうふうに県として、これまでもそのための支援を行ってきた立場として、総括をして、新たな気持ちでどう向かおうとされているのかというのが1つであります。

それから、これは益城に限らず、今お話がありました、あと植木、それから城南も含まれるわけでありましたが、城南につきましても、その町議の皆さん方の解職請求だとかというさまざまな動きの中で、住民の中でも相当の対立という状況もその中でありますが、今日になっているわけでありましたが、こういう地域の状況を見ながら、どういうぐあいにその支援を行っていかうとされているのか、その点についてもぜひお答えいただきたいというふうに思います。

私も、宇城地区、大きな宇城という地域でありますから、この城南を対象とする地域の中に住んでいるわけでありましたが、この城南が仮に——富合が行きましたよね、熊本市と合併にいたしました。城南が合併するということになりますと、これまでの——何回も本会議の中で取り上げておりますけれども、残された市町村に多大な影響を来すわけですよ。そうすると、城南が仮に合併することになれば、残された地域、つまり宇城地域がどういうぐあいにこれからなっていくのかということも含めて、やっぱり当該該当する地域の市町村長と十分相談をしながらあるいは経過の説明をしながら、城南をどうするかということに対する支援を行わないと、一方的じゃないかというふうにもかねがね私は思ってきたところでありますが、そういう意味で富合、城南が熊本市と合併した後の宇城

地区に対する対応をどうしていかれるのかということも含めて、ぜひお答えいただきながら今後進めていただきたいと。

そういうことも視野に置きながら、どうしていくのかという基本的な態度、これからの方向性について少しお話をいただきたいと。まず第1点、質問したいと思います。

○榎木野市町村総室長 熊本市と周辺市町村の合併につきましては、これまで県といたしましては、合併協議会に参加して円滑な合併協議を進めるほかにも、政令市のセミナーの開催、これは知事も益城町には出てまいりました。それとか、町議会で政令市に関する説明を行ったり、あるいは県職員の出前講座を益城の場合は32カ所で実施するとかということで、県としても全力を尽くしてまいったところでございます。

そういう中で、益城町でああいう投票の結果が出たということは、確かに非常に大差でございましたし、現時点において住民の方々の意向というのは、少なくとも益城町については、そういうことでまだ理解が得られていないということはもうわかったかと思いません。

ただ、一方で、まだ合併協議途中での住民投票ということがありましたので、例えば、まだ合併後の新市のビジョンである新市の基本計画だとかいうのが、まだ全体が明らかになっておりません。そういったところで、住民の皆様方の不安を払拭するためにも、そういう合併協議会あたりできちんとした将来のまちづくりがどうあるのかというようなところの情報をきちんと示しながら、不安の解消に努めていただきたいと県は思っています。

合併協議会というのをどうなさるかというのは、益城町長のいろいろなインタビュー等を聞いておりますと、まだはっきりしておりませんが、これは少なくとも市と町の議会、両方の議会において議決されたところで法定

協議会がなされておりますので、これは一方的に1つの町がやめるというようなことだけではおさまらないところもあります。

したがって、その辺につきましては、熊本市と益城町の協議の経過を見なきゃならないと思っておりますが、県としては、合併協議会が存続している以上、最後までしっかりと協議が遂行されて、住民に正確な情報を提供するというのが基本的なスタンスでございます。ここはまだ揺らいでおりません。

城南町につきましては、宇城地区についての話は、確かに抜けた場合にどうなるかという大きな問題は抱えております。その辺につきましては、今委員の御指摘があったような、ほかのところはどうするか、宇城地区全体をどうするかということにつきましては、またいろいろ情報も交換しながら、御意見を伺いながら我々も考えていきたいと今思っております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 特にそういうものを抱えている自治体の中では、県も余りにも合併ありきということで進み過ぎるのではないかと、反対している人たちは反対している人たちで、それぞれの思いの中で地域をどうしていくかという大きな夢を持ちながらやられているわけでありますから、そういう方々の思いについても時々、時々というよりもちゃんと思いをはせながら一方の動きをやっていかないと、益城みたいな形にまたなっていく可能性だってあるわけですから、その辺の批判がかなり強いんじゃないかということが言われておりますので、一方で合併をしないというような思いの方々の思いがどこにあるかということも十分探求しながら、県の姿勢を示していく必要があるだろうというふうに思いますから、その点もこの際改めてお願いしておきたいと思います。

○榎木野市町村総室長 今、委員おっしゃいましたように、今度の結果というのも、住民の皆さん方が合併自体について非常に不安に思われたところがあるかということもあろうかと思しますので、そこら辺については、ここは益城に限らず、今後の合併の協議が行われる場合には注意して我々も臨みたいと思います。

○竹口博己委員 川辺川ダム総合対策課長、最初のさや当て、ちょっと一発してみましようか。

前回の議会で、私がお尋ねしたことに、知事がピントの外れた答弁を繰り返したのはまことに不本意でならなかったんですけども、あれが国会だったら大騒ぎになって議会はストップしている場面なんだけれども、ダムによらない治水を検討する場が設置されて、もう2回会合が持たれたという報告がさっき課長からありましたね。

恐らく、私が気になりますのは、この検討する場、これは蒲島知事が提案をされたことを国交大臣が受け入れて、そして、国交省だけでなくして、県も一緒に検討しましょうと言ってできたのがこの検討する場でしょう。そこに県も一員として入っていますね。流域の首長さん、県、国交省が入って2回目の会合が持たれたと。それで、この会合を知事や県がどう位置づけているかというのは無性に気になる。

というのは、かつて——そんな遠い昔の話じゃありません。ある時期に、前任知事が住民討論集会を提案された。非常に受けはいいですね。多くの人の意見をまぜ合わせていこうという、非常に聞こえはいい。だけど、それを提案して、先々何するかをこの委員会でも相当地域振興部長さんと激しくやりとりしました、何回となく。そうしたら、意見を集約する意味のコーディネーターだということは何十回と繰り返したんです、意見を集約す

ると。賛成派、反対派の意見を闘わせて、その意見を最終的には県が集約するんですということを書いてしなかったという、何か詐欺に遭ったような心境ですよ。

議論は、そのまま、おさまるところか対立が深まった状況で、中央の国交省を舞台とした河川整備基本検討小委員会というんですか、あそこに舞台が移った。そこで、座長さんが、一定の議論を経て意見の取りまとめを行います、熊本の知事さん、異議ありますかと、こういうことになりましたね。

意見の取りまとめには異議なしと、県を代表する知事はこう表明されたことによって意見が取りまとめられた。その取りまとめられた意見に、会議が終わって部屋から出てきたマスコミのぶら下がりに、承服できないという発言を知事がしてしまった。承服できないと。そこで検討した結論が承服できないというんだったら、最初からその会合に出なきゃいいじゃないかという議論が、あまた玄人筋にはあったはずだよ。

承服できようができませんが、その一員として意見の取りまとめ、どうぞ異議ありませんと言った以上は、出た結論、しかも大多数の意見でまとまった、それを承服できないと言った知事の発言だから、熊本県は一体何を考えとるかというのがあったですね、あの場面では。そういうのを繰り返すのかどうかというのは無性に気になる。この検討する場というのは、今度は3回目を持たれるでしょう。

それで、どうも2~3回のコメントを聞いていると、議論を積み重ねて認識の共有を図っていくということをおっしゃいますね。課長もさっき言った。ここにも書いてある、認識の共有を図っていくと。

そこで、お尋ね。

認識を共有していくのは、それは大変結構ですよ。国と県と地元流域が同じ認識に立つ、共有していくというのは、それはとても大事ですよ。そこで、いろいろアイデアを出し合

って、非ダムで可能かどうかを検討して、そして最終的には河川を管理する国交省が決定権を持っているわけですから、県じゃありませんから、国交省として、河川工学上からもダムなしでは無理ですと、自信がありませんと、責任とれませんと国がそういう結論に立ったときに、その認識に県は共有するのかどうか、それを聞きたいんです。

前語りがぐだぐだと申しわけないんですけども、かつて随分砂をかむような思いで県の姿勢を見守ってきましたので、これからそうはいかぬぞという思いで今聞きよるんですが、そのときに国交省が、国がダムでないとこの特殊な地形である球磨川のあの暴れる水を治めることは自信がありませんという結論を出したときに、その認識を県は共有するかどうか、その文言の共有かどうか、それをきょうは聞いておきましょう。

○古里川辺川ダム総合対策課長 大変大きな問題でございますので、ちょっと気軽に答えするかどうかちょっとあれでございますが、そもそも今回のダムによらない治水の検討の場というのは、発端としましては、いわゆる河川法というそういう流れの中とはちょっと別枠と申しますか、昨年知事が就任するに当たって、マニフェストの中で、ダムについて半年後に明快に決断を下すという中で、昨年、御存じのとおり判断があったわけでございます。

その中で、やはり民意といいますか、そういうことに基づいてダムによらない治水対策、これをさらに国の方に極限まで追求してほしいというような申し入れをされ、それを受ける形で、先ほどお話がございましたように、結果として国交大臣の提案を受ける形で協議をやりましょうということであっております。

先生がおっしゃいました最終的な判断がいかなるものか、国交省の御判断がどうい

のになるか、それについて、やはり私どもが今ここで何とも申し上げることはできません。これは、私どもとして、今申し上げることができるのは、いわゆるダムによらない治水対策、これをまず極限まで追求してみる。そして、その結果がどういうもの、そして、それを県、国、それから流域の市町村の皆様とどういうものであるかということを確認しようというところが、現時点での関係者の皆様の一致した認識というようなところでございます。これが今現状であるということをお願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

○竹口博己委員 課長のおっしゃるのはよくわかりますが、仮定で物を言えないとか、古い物差しでの発言というのはわからないでもないですよ。だけど、その検討する場を県がどう位置づけているかというのが無性に気になるんですよ。結論めいたものが出されたとき、また県が妙なことを言って、また10年も20年も延ばしてしまうみたいなことになったら、それは流域住民はおろか、五木村なんていうのは惨たんたる姿、かわいそうでならないんですけども、じゃあ最後にもういちよ、ついでだから聞きますよ。

この検討する場というのは、重く受けとめていますか。それで、出た議論というのは重く受けとめますか、県は。それだけ聞いてみましょう、きょうは。

○古里川辺川ダム総合対策課長 結果として、発端といいますか、御提案を申し上げたのは知事でございます。ですから、今現在、国と事務局は共同というような形で一緒になってそのあり方を追求しているわけでございますので、みずからやった計画、計画といつか結果、その内容については当然に重く受けとめていく必要があるというように考えております。

○竹口博己委員 わかりました。ありがとうございました。

○中村博生委員 私も聞かんばんと思うておりましたけれども、竹口先生が聞かれまして、この共有は共有としてわかりますけれども、市町村がダムによらない治水対策のアイデアを提案したと書いてありますけれども、中身的にはどういうアイデアなんですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これは上流の方でございますが、町の方から、いわゆる小規模の河川に遊水池を設ければ、こういうものについてはどうなのか、そういうのは検討できるのかというようなお話がっております。

○中村博生委員 それはもう何年も前からですたい。遊水池をするせんという論議はしてきとると思うとですよね。何かまた逆行するような形になりよるなという思いがして、何かむだな時間をまた費やすような、本当に竹口先生が心配される、また繰り返すとじゃなかかという、私もそういう思いですけれども、どうかな、その辺は。

○古里川辺川ダム総合対策課長 県から御提案申し上げましたのは、従来、川辺川ダムの代替案ということで出ておりましたいろんな案がございます。例えば、今申し上げました遊水池、それから河床掘削案、引き堤、堤防かさ上げ、放水路とか、いろいろございました。それは、ダムとその案、例えばダムと遊水池を1対1で比べた場合どうなのかという費用面、B/C等も含めて検討されました。

今回、県の方が前回提案いたしましたのは、例えば川の中をいじる場合の河床掘削、それから、堤防を上げたり引き堤をしたりというような河道をいじる、川の中をいじる場合、

それから今申し上げました遊水池、それから市房ダム等のかさ上げとか放水路等のゲートをもっと大きくできないのかとか、そういうような案が出ております。そういうものを総合的に組み合わせた場合、どうなのかというようなことを土木部長から御提案申し上げて、今その細かい検討条件に入っているというようなところでございます。

○中村博生委員 細かい検討条件といいますけれども、それならば、すぐ河川掘削を、かさ上げぐらいすぐ事業にかかればよかじやなかですか。ダムによらないというならそれしかなかつですよ。そっちの方が手っ取り早かじやなかですか。ことし、大雨が降って洪水、ああしもたじゃ遅かでしょう。県の責任でしょう、これは。国が面倒見ますか、こういった事態になって。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これは大変申しおくれでしたが、ダムによらない治水対策を協議する場、検討を行う前提といたしまして、県の方からお願い申し上げましたのが、現在中流、下流等で行われております堤防のかさ上げとか堤防強化、これについては、やはり滞りなくそれを進めながらやっていただきたいという前提条件をお願いした上で、今この検討の協議の場を始めたというところでございます。

○中村博生委員 4年前の総務委員会委員長であったですけれども、そのときも竹口先生おられたから前の話をしなはったっですけれども、そうすると、これはもう上流域の市町村という意味ですか。八代市も入っとっどろ。

○古里川辺川ダム総合対策課長 八代市も含めたところの流域市町村でございます。

○中村博生委員 この検討する場の今後の、21年度の予定はどやんなっとつとですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これは県議会でもそうでございますが、流域の市町村長さんからもお尋ねがっております。その期間については、まず現時点では、計算の前提でございます検討条件、計算に必要な条件等を具体的に明らかにするというようなこと、それから、実際国の方が計算するに当たってどれぐらいの期間が必要なのかということ、今事務レベルで検討作業は行っているところでございますので、本年度、いつ、どこまでできるというのは、大変現時点では申し上げにくいところでございます。申しわけございません。

○中村博生委員 それは国交省も含めた中での検討。

○古里川辺川ダム総合対策課長 事務レベルとしては、国交省、それから県の土木、それから私ども川辺川ダム対策課も入っております。

○中村博生委員 市町村は。

○古里川辺川ダム総合対策課長 市町村につきましても、いろんな御意見が出ておりますので、今後——きょうもそうでございますが、今後もいろんな状況を個別に御意見をお伺いするというようなことで事務レベルでは決定し、それを今動いているところでございます。

○中村博生委員 やっぱり市町村の声が一番この決定については必要と思うし、相良の議会の選挙もあつとるし、またいろんな形で変わってくるかもしれぬし、利水に関しては廃止か廃止じゃなかかぐらいまで来とるじゃないですか。その辺も含めて、早目にやっぱり

これは方向づけをしていただきたいと思います。要望しておきます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○竹口博己委員 小宮部長、小宮部長も同じ委員会で聞いておられたと思いますが、前任の上野企業局長が、来年、つまりことしの梅雨時、大雨が降って球磨川がはんらん状況になったときの姿を知事に現地に行ってみてもらいますという約束をこの場でしてくれたと、私の質問に対してそう答えたと思いますが、いずれにしても調査なくして発言なし、評論家みたいなことでなくして、これだけ重要なテーマだから、よその県を流れる川じゃないんだから、だから雨が降ったときに、ことしは——ことしはもう間もなく迫っていますけれども、梅雨時、避難勧告でも出たその日に——水がおさまったとき去年は行かれたでしょう。だから説得力がないんですよ。鹿本で生まれ育った知事が、わざわざ球磨に行って、旧坂本村に行って現場でじかに見ってもらうということ、河川課長、小宮部長がいいな、地域振興部長、ことしは行かせますか。

○小宮地域振興部長 私として、もちろん大雨が降って、状況によって、まさに危機管理の一番トップですから、いろんな指示を出したりする現場との関係もございませけれども、できる限り増水した球磨川というものは——そういう状況は生じてほしくはないんですけども、それはいろんな意味で被害も出ることになりますから、そういう状況になった場合に、私として、知事にその現場をできる限り見ていただきたいと思いますという思いは持っております。

○竹口博己委員 部長、できる限りとかなんとか、これだけの大きなテーマで真っ二つに

割れた、口角泡した議論を何十年やっとなで
すか、この議会も。だから、ぜひ知事にもお
願ひして、現場を見てもらいますぐらい言い
切ってくださいよ。言葉の遊びの場じゃない
んだから、議会は。

何で私がこういうことをしつこく毎年毎年
言うかといいますと、正直言ってダムはあつ
てもなくてもいいんですよ。ましてや我が党
は環境を重視する党だから、きれいな川に一
一要塞で仕切ってどうのこうのというのがど
ういう状況になるかというのはわかった上で
発言しとるんですよ。流域の方々も、もうダ
ムはなくともいいと言う方もいるんです。い
るんですけれども、毎年あふれたあの姿を潮
谷知事にも見てもらいたかったと、一回でも
よかけん見てもらいたかったという思いは流
域住民の方にはあるんですよ。

今回の蒲島知事は、ああいう決断をされた
から、余計見てもらいたいという思いが流域
住民にはある。だから、あそこで育った私は、
その住民の声に背を向けるわけにいかぬか
ら、毎回毎回腰動かすまで言っとなということ
をわかってくださいよ。ダムはなくともい
いんですよ、正直言って。なくてもいい、そ
れはあってもいい、どっちがいいかというこ
とは言わぬ。だけど、現場を一回とか見ると、
評論家みたいなことを言っていないで、よその
知事じゃないんだからということで、小宮部
長、県民のためにどうですか。

私は、去年は、あの避難勧告の現場に立っ
て携帯電話で入れたんですよ、知事に。今見
に来とったら決断するとき説得力ありますよ
て、ある人を通して。来ぬだったじゃないで
すか、ほかに予定はないくせおって。それを
知つとるんだよ、地域住民の人たちは。

ことしはそういうことはないよね、部長。
いいですか、結論をまた出さんといかぬでし
ょう、検討する場で。また山場を迎えるでし
ょう。知事に現場を見てください、私はこの
前本会議でも言ったでしょうが。もう一回、

歯切れよく。

○小宮地域振興部長 ことし、仮にそういう
状況が起こった場合に、知事に私の方からも、
ぜひ現場と一緒に見に行つてほしいというこ
とはしっかり伝えたいと思います。

○竹口博己委員 お願いします。ありがとう
ございました。

○大西一史委員 管理調達課長にお尋ねです
けれども、この資料ではなくて、きょう、ま
さにけさ、県立装飾古墳館の肥後古代の森一
帯の造園管理業務の入札に関して新聞記事が
載つていて、一般競争入札なのに参加が減る
というようなことで、非常に批判が地元から
出ているというような話でした。

こういったことというのは、恐らく管理調
達課で、いろいろと指導というか、ガイドラ
インというものをある程度決めておられるの
ではないかなと思うんですが、その点をどう
いうふうにやっておられるか、今回のその経
緯というのをどのくらい把握しておられるの
か、ちょっと御説明をいただきたいと思いま
す。

というのが、午前中に我々県議会は、鞠智
城の国営公園化に向けた勉強会をここでやっ
たのです。非常にみんな頑張ろうというやさ
きに、けさこういう記事が出ていたものだか
ら、何かみそつけられたような感じがして非
常に——大体これはどうなっているんだと、
館長さんもお見えだったけれども、その場で
ちょっと聞くわけにはなかなかいかぬから、
委員会でお尋ねしようと思ったんですが、ど
うでしょうか。

○清田管理調達課長 今お尋ねされましたの
は、けさの新聞の朝刊に載つておりました装
飾古墳館が発注いたしました樹木保護管理業
務の一般競争入札の件だと思いますけれど

も、業務委託に関しましては、県の会計規則で、100万円を超えるものは原則として一般競争入札というふうになっております。

今回の案件につきましても、予定価格が100万円を超えておりましたので、一般競争入札をされたのだらうというふうに考えておりますけれども、問題は、一般競争入札に当たりまして、業者の格付をAランクの者を入札ができるものの条件としてつけられたことだらうと思います。条件がついておりませんならば、樹木保護管理業務の土木業者は多数ございますので、業者の数を限定したということにはならないと思いますけれども、恐らくは今回Aというふうに装飾古墳館の方で条件をつけられましたのは、業務の規模などを考えられまして、業務を確実に履行してもらうためにということと判断されたものと考えておりますけれども、この案件につきましては予定価格が3,500万円を超えておまして、WTO案件でもありまして、委託の内容によっては技術的要件をつけることもできるわけでございますけれども、その場合も、Aランクを指定するよりも具体的な条件をつけることが好ましく、このことにつきましては、けさ所管課、また装飾古墳館の方には指導したところでございます。

以上でございます。

○大西一史委員 今ちょっと説明がよくわからなかったんですが、というのが、去年は入札参加資格審査に基づいてBクラスを中心に10社を指名してやっとならうということ、特に何か問題があったのであればこのAクラスに絞らなければならないと、限定しなきゃいかぬということであればそういうことなんだろうというふうに思いますが、なぜこの県立装飾古墳館が格付がAと決定されたものというふうに決めたのかということ、どういうふうに報告を受けているんですかね。そこをちょっと聞きたかったんです。特に何か具体的

な説明はあったですか、なかったですか。

○清田管理調達課長 具体的な説明と申しますか、簡単にはございました。

昨年度までは、今回発注しました範囲の業務委託を——何か所か業務委託をしておられる場所がございます、装飾古墳館が管理しております場所が。それを今回よりも小分けしてから業務委託を発注されておりましたけれども、今回一括して大きな業務として発注した関係で、それが確実に履行されるために、業者ランクをAに格付したというふうな説明を聞いております。

以上でございます。

○大西一史委員 それに対してはおかしいという認識ですね。どちらですか。おかしい、それは余り適当ではないという認識できよう指導されたということですか。どうですか。

○清田管理調達課長 それを一括で発注することにつきましては、おかしいとかおかしくないかということは指導しておりません。ただ、今回は、一括で発注するということを決めて発注されておりますので、その場合、3,500万円を超えるWTO案件でもございますので、条件をたとえつけられますにしても、Aランクというような条件は、技術的な条件としてはちょっと具体性を欠くんじゃないかと、適当ではないんじゃないかというふうに指導しております。

○大西一史委員 ということは、このつけた条件というのは、まあ適当でないという今御答弁ですから、これは当然やり直し、条件見直しを同館ではされるということで承知してよろしいですかね。

○清田管理調達課長 今回の入札の見直しにつきましては、検討するようにお願いしてお

ります。

○大西一史委員 検討しますということで、向こうの方は……

○清田管理調達課長 検討しますということで、その結果はまだ御返事はいただいておりません。

○大西一史委員 こういう問題は、たまたま新聞に出ましたけれども、やっぱり前回小分けにしていたものをなぜ一括にしなきゃいけないとか、そういったものも含めて、不満が地元から出ているということは——私は知りません、これはどういう業者さんがどのくらい文句を言って、どのくらい入っているのかも知りませんが、地元でもないですし、わからぬですけれども、ただやっぱりそういう声が出るということ自体が、この入札制度、しかも入札改革をしていこうという今の流れの中で、やっぱり非常に不透明だというふうに言わざるを得ないと思いますし、誤解を生みかねないわけです。

だから、今みたいな明確なやりとりをさせていただいたので大分わかりましたけれども、見直すということだろうというふうに思いますが、やっぱりこの不公平感をなくすように条件をつける——一般競争入札であれば何でも透明化しているという問題じゃないんですよね。これはもう御承知のとおり。だから、その辺のもう少し細かいことを、県立のこれは施設でありますから、やっぱり管理調達課あるいは本庁の方で、ある程度県立のほかの施設も含めてチェックをして、そういった不透明な条件がつけられていないかどうかということも含めて、ちょっとほかの施設についても確認をすべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○清田管理調達課長 適正な入札手続をする

ことにつきましては、毎年、全所属の担当者を集めて研修で徹底しているところがございますけれども、今回こういうこともございましたので、改めてまた研修等で徹底したいというふうに考えております。

○大西一史委員 お願いします。

○森浩二委員長 課長、関連してちょっと。これは単純にランクの金額が変わったけん、今まではBでよかったのがAになったということではないんですか。ランクの金額が変わったでしょう。

○清田管理調達課長 業務委託の場合、一般競争入札にするためには、ランクづけはございませんものですから、条件をつけなければランクにかかわらず入札に参加できると……

○森浩二委員長 これはAランクが指名に入ったわけでしょう。

○清田管理調達課長 条件をつけたわけでございます。

○森浩二委員長 Aランクと。

○清田管理調達課長 はい。

○森浩二委員長 だから、Aランクは去年までは4,000万以上だったですけれども、それとはまた違うんですか。

○清田管理調達課長 去年は、一般競争入札じゃなくて指名競争入札で実施しております、10社程度選んだということですが、その中にはAランク業者だけではなくてBランクの業者も含まれていたということでございます。

○森浩二委員長 わかりました。

○内野幸喜委員 その案件、恐らく以前は町委託であったんですね。私もずっと話を伺っていて、やっぱり地元の方、県管理になった途端に町内の業者さんが受注できなくなったと、やっぱりそういう声というのは多かったのです。

恐らく、これから、そういった町委託から県管理ということだけじゃなくて、一般競争入札というのが広く浸透してくるといえるか、そういう形になってくると、だんだんとやはり大きい会社さんにとっては有利な面もあるんでしょうけれども、なかなか地場だけで受注を受けているような会社というのは、比較的漏れてくるが多くなってくると思いますね。だから、恐らく今回の件というのは、これからだんだんと地元からそういう意見というのが出てくるんじゃないかなと思います。

これは、今ここで言うことじゃないのかももしれないですけども、やはり地元をできるだけ使っていただきたいなと思います。いろんな部分で地域貢献度というものもありますけれども、そういったこともぜひ考慮していただければなと思います。

あと、今指名競争入札から一般競争入札に変わったということで、実は、去年確認したら、会計監査の方で指名競争入札にする理由がわからないということを言われたということだったんですけども、その点はどうなんでしょうか。

○清田管理調達課長 管理調達課ですけども、最初の御質問にちょっとお答えいたしますが、一般入札に移行すれば、地元の中小企業者が参加する機会がだんだん少なくなっていくということでもございましたけれども、管理調達課といたしましては、平成19年3月に施行されました中小企業振興基本条例の趣旨

を踏まえまして、一般競争入札をします場合にも、原則としまして地元の業者を優先するよう、条件をつけるよう指導しているところでございます。そういった意味では、地元の中小企業のことでも考慮して入札業務の推進に努めているところでございます。

あとの御質問については、私存じませんのでちょっとお答えできないのですが、申しわけございません。

○森浩二委員長 ほかにございませんか。

○鬼海洋一委員 簡単に2点ほど質問をしたいと思います。ついせんだって上天草市の市議員選挙が行われまして、この中でも議論になったというふうにお聞きいたしておりますが、広域消防の取り組みの問題、これはマスコミで報道されましたから、見ての方は、これは大変だなというふうに思われたと思うんですが、広域連合の消防の事業の中で、恐らく上天草市としての費用負担の問題が出てきたんだろうというふうに思うんですが、支所を廃止するかあるいは消防で今やっている部分を削減して救急だけをやるかとか、そういう地方財政が地域の安全、安心に極めて大きな問題として抱えている課題というのが明らかになったのではないかとこのように思っているのですが、これ以外にも、例えば地域消防においても日当を削減するだとか、そういうものが生まれているというふうにお聞きいたしているところです。

これが、特に各町、私たち田舎におりますから、どこに行っても非常に厳しい問題というふうに言われているのが地域の消防隊員の確保ですよ。これは慢性的に要員不足という状況がどこでも続いているのではないかとこのように思っているのですが、これが例えば日当が削減されるというような状況になってくるとすれば、この傾向がさらに拍車をかけるのではないかと。非常に消防隊員そのも

のは、厳しい状況の中でもボランティアという意識を抱えながらやっているけれども、しかし、それはそれとして、やっぱり支援をする体制が整わなければ、なかなか地域の消防体制というのは確立していかないというふうに思っているんですね。

こういう傾向が、この天草の広域の連合事業に係る特異的なことなのかどうか、県下同じような状況があるところはないのかどうかという意味で把握されているものがあるとするれば、それを少し紹介させていただきたいと思えますし、ここでは特に消防の広域化の推進の問題について、消防法の一部改正にかかわる将来的な課題として、城北、中央、城南、天草ブロックで再編をしながら統合をしていくという状況になっているわけですがけれども、そういうものの速度を含めて、今私が問題を少し紹介いたしましたけれども、そういう状況の中で、この広域化の取り組みがどう影響するのかということについて、お考えがあるとするればお出しいただきたいというふうに、これが1点です。

それから、もう一つは、これは交通対策総室ですが、今度、嘉島からパークアンドライド、イオンから新たな路線が1つふえました。できるだけ多くの公共交通への乗りかえを期待するわけですが、しかし、乗る側からすると、このダイヤがどういうぐあいに、つまり利便性が確保されるかどうかというのが、これは乗りかえをする最低の条件ですよね。

その意味では、ダイヤ改正等に民間のバス路線会社がどう協力するかということがこのかぎだというふうに思っているのですが、ここでは、わずかな金額ではありますけれども、利便性の高い都市圏バス網の再編整備や関係機関との協議に積極的に参加をする、そして熊本都市圏の交通渋滞の緩和等に取り組んでいくと、こういうぐあいに記述してあるわけですがけれども、ずっとこれまで何回もこの問

題を、私も議論の中に加わってまいりましたが、バス会社が、本当に県のリーダーシップのもとで、ダイヤ改正まで含めた協力体制ができるかどうかということについては若干の懸念をしているわけでありまして、その辺の交通対策総室としての取り組みについて、どういうぐあいに考えなのか。

本当にこれはやらなければ、公共交通への乗りかえをしながら、もう一方の課題でありますCO₂削減、こういうものに結びついていかないというふうに思いますので、もう少し大きな範囲からこの取り組みの必要性は非常に大きく今クローズアップされておりますので、交通対策総室長としての決意と、そしてまた関係バス会社等に対する協力要請の結果、結実という意味での取り組みの状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○富田危機管理・防災消防総室長 消防団の人数なんですけれども、ここ10年ぐらいでやはり10%ぐらい落ちてございます。人数としてはですね。ただ、本県は、全国で第5位ぐらいの消防団を抱えてございますので、それほど大きな影響が現在あるというふうな形には考えておりません。

それから、ボランティアでございますので、報酬については、やはりおのおのの町の中で考えていただけるのかなと。それでどうこうという形じゃなくて、やっぱり少子化の関係じゃないかなというふうに考えているところです。

そのためということもございまして、2点ほど今御指摘のございました広域消防、これは専門家でございますので、これの装備を充実するというので、4ブロックで広域化を進めていきたいというふうに考えています。それが1点。

もう一つは、23ページの方にちょっと掲げておりますけれども、自主防災組織の向上対策ということ、これは自助、共助の世界でこ

ございますけれども、地域一緒になって町内会で自主防災組織をつくっていかうということで、この率のアップを私らとしてはやっていきたいというふうに考えております。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

先生の御指摘のバスのダイヤの改善など、バス会社に対する働きかけというところでもございますけれども、私どもとしまして、鉄道やバスといった公共交通機関につきましては、自家用車に比べて1人当たりのエネルギー消費量や二酸化炭素の排出量が小さいという状況もございまして、私どもとしまして公共交通機関の利用促進ということにつきましては、公共交通事業者あるいは市町村、自治体の皆さんとともに、さらに利用促進ということで図っていきたいと思います。

実際、その利用促進ということに当たりまして、バスのダイヤだとかルートだとか、そういったことについて、なかなか利用者の方にとって利便性が図られないということも課題としてございまして、そうした利便性の向上、ダイヤの改善ということにつきましても、例えば現在の熊本市の例でいきますと、熊本市あるいは県、交通事業者一体となって都市圏のバスの再編ということにつきまして、国土交通省の事業を利用しながら、今年度から3年間かけて、さらなるダイヤの改善だとか、利用者の方を多く自家用車から公共交通の利用に転換を図るというためのバスのあり方の検討とか、そういったことを引き続き行ってまいるところでもございます。

そうした場などを活用することを通して、私どもとしまして、利便性の改善、それはダイヤということも含めますけれども、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 まず、交通問題からもう少

し指摘をしていきたいというふうに思うんですが、この前、何年前でしたか、社会実験をやりましたよね。それはどういうことかという、高速道路の料金を半分に、というぐあいに変化するのかなという社会実験をやった。その結果、かなりの部分が高速道路を活用すると。そして、一般道のCO₂の削減やあるいは時間の短縮ができたという、このような取りまとめができたわけですが、今回は1,000円になりますから、相当車の高速道路の活用というのが広がっていくのではないかとこのように思うんですが、こういう新たな変化と、先ほど申し上げました都市圏交通の今後のかかわり等ということについて研究をされながら、さっきちょっと指摘いたしましたけれども、特にバス会社等と十分連携をとって、ダイヤ改正というものの必要性というのが増してくるんじゃないかというふうに思うんですが、この辺に対する取り組みについてどういうぐあいにお考えなのかということですよ。それをもう少しお話しいただきたいと思います。

○高田交通対策総室長 確かに、バスなどを初めとした公共交通を取り巻く環境というのは、大きく変化してきているところでもございます。そうした高速道路の社会実験などということでも、そういった大きな社会変化というものもございまして、私どもといたしましても、ちょっと一部繰り返しになるところもございまして、バス事業者にしてもいろいろダイヤを組んで行うところもございまして、利用者にとってみれば、やっぱりわかりやすいあるいは使い勝手のいい、そういうダイヤというものを図っていかねば、それは住民にとってのためにはなりませんし、また、その事業者にとってみても、それはマイナスのことでもございます。

私ども、いろいろバスなり公共交通の改善

地域における改善の取り組みというところに、県内でも何カ所かで新しい公共交通のあり方、地域の路線あるいはダイヤのあり方というのを検討するといった場にもう参画しているところでもございますし、今後ともそうした場に参加することを通して、使い勝手のいいバスなどの公共交通への利用転換が図れるような形の運営のあり方ということ、そうした場で提案していきながら、一つでも多く改善を図っていきたい、そういう努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 例え、学園大の坂本先生あたりが代表されている交通網の組織がありますよね。そういうところから、ダイヤ改正について、例えば大きな病院等に対するダイヤ、利便性を高めるために変えてほしいと、こういう要求あたりも出てきているわけですが、実際に社会的な、特に県民の要求というものについて、バス会社と具体的に話をされているんですか。

○高田交通対策総室長 そういうダイヤを変えてもらいたい、具体的にこの路線について変えるべきじゃないかという声を、私ども交通対策総室の方に受けたときには、その事業者などに対して、こういう問題点があるということで改善を行っていったらどうですかという形に、いろいろその話というのはこれまでもさせていただいているところではございます。

○鬼海洋一委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、消防の件では、私も毎年暮れになりますと、各消防の年末の警備の場所をずっと訪問するわけですが、大変ですよ。地元の消防団の皆さん方は、仕事を持ちながら、ほとんど年末の最終場面というのは

年末警戒に当たるといふ、こういう状況があります。

そうすると、みんなやっぱり何とか団員をふやしたいという努力をしているんですけどもなかなかうまくいかない。このままで広域消防との連携、実際、消防との連携の中で、どういうぐあいに両立を図っていくかという課題が——今、全国的には非常に高いレベルで推移しているから、10%ぐらいのダウンだけれどもというお話がありましたが、しかし、実態はもっと深刻じゃないのかなというふうに思っています。

その点もぜひ環境改善に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひますし、さっき上天草の例を申し上げましたが、そういう状況をほかには把握されていますか。

○富田危機管理・防災消防総室長 具体的なおのおの報酬額というのは、ちょっと私は存じておりません。

○鬼海洋一委員 非常にここで計画されている以上の政治姿勢の問題があるというふうに思ひますから、ぜひ積極的に真剣に取り組んでいただきたいということをお願いいたします。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

○田代国広副委員長 14ページに、一般会計の当初予算の推移が載せてあるわけですが、これを見て多少びっくりしたのですが、約9年間で1,000億円近い予算規模の縮小になっておりますね。単年度でいきますと、10億円余りですから、全体の予算からすると1%余りなんですけれども、これを通年で合わせますと、約10%以上の予算が縮小となっております。したがって、この予算縮小が、本県の経済に与えた影響をどのよ

うに認識されておるのかを聞きたいと思いません。

○田嶋財政課長 ここに載せておりますのは平成13年度からですが、御存じのとおり、平成13年から15年まで県で財政再建に取り組んだと。その後、国の三位一体の改革等の影響等もあって、1,000億円近く減っております。当然、公的支出が減れば、その分の民間の需要が抑制されているというふうには認識しております。

○田代国広副委員長 具体的に経済への影響というのについては認識されていないんですか。

○田嶋財政課長 この間、公共投資もピーク時の半分ぐらいに減っておりますので、その分確実に需要は減っていると思います。そのあたりの悲鳴の方も聞こえてきておりますし、建設業が倒産しているという状況も常に把握はしております。

○田代国広副委員長 私も、そののところ、多分一番経済の縮小が与えた影響はそこに来ているだろうと感じたんですよ。そういった答弁がまずあると思ったんですけれども、あったがいいんですけれども、したがって建設業が倒産したということは、すなわち社会資本の整備が停滞しているとか、あるいはおくれたとか、進まない、そういった状況にもあるというふうに理解していいような気がするんですよ。

財政再建戦略、今から練ってやっていくわけですが、仮に財政再建が順調に削減できたとしても、それがすなわち本県の経済の新たな起爆剤というか、そういった方向になるようには余り期待できないんでしょう。それはどう考えますか。

○田嶋財政課長 財政再建の中で、公共投資も20%程度削減するという試算をしておりますので、当然に、今のまま今回のような景気対策がなければ、公共投資の規模は縮小するというように思っております。

○田代国広副委員長 だから、財政再建が仮に目標どおりできたとしても、新たな経済への対策にはならないということは大体わかります。

したがって、そこで考えていかなきゃならないのは、いわゆる公共事業の投資を縮小したことによって社会資本整備がおくれている。まだ地方においては、さまざまな社会資本の整備が必要じゃないですか。道路もそうでしょうし、いろんな面で。したがって、ますます地域間格差が広がるような気がするんですよ。地方に行けば、むだな公共事業というのはほとんどありません。必要だけれども、予算の関係でできないというのがたくさんですよ。これは実態ですよ。

例えば、一般質問にもよくありますが、聞いておりますと、道路の改良あたりがよく出るじゃないですか。しかし、それは、一般質問よりも要望という形で出てきます。なぜなのか。一般質問しても、期待するような答弁が返ってこないからなんです。予算がないから。

したがって、非常にそういった点で地域間格差が広がるから、これを広げないようにしていくためには、やはり社会資本整備ということについて、もっともっと我々はやらないかぬというふうに思っています。しかし、残念ながら、そういう財政がない。これをどうするかとなったとき、やっぱり国と地方の税財源の現在の体系をある程度変えていかないと抜本的な解決にはつながらないと、そんな気がいたしております。当然、我々、政治の責任でもありますが、と同時に皆さん方も、その点についてどのような認識を持っておら

れるのかを尋ねておきたいと思います。

○田嶋財政課長 まず、財政再建を進める中で、当然に、投資的経費のみならず、各種補助金とか物件費も削減というんですか、抑制基調になります。ただ、このままの財政を続ければ、財政再生団体に陥って、国の管理のもとで再建の道を探るということになります。そうなれば、地方単独投資とか、単県の補助金、単県の施策というのはほとんどできなくなります。ただ、そうならないように財政再建に取り組むというのがまず前提だというように思います。

地域間格差については、当然に各種事業の優先順位の判断の中で、そのバランスを確保していくということが必要だというふうに思っております。

○田代国広副委員長 財政再建の必要性は十分わかっております。財政再建をしなくていいなんて言っていないじゃないですか。私が言っているのは、財政再建は当然しなきゃなりませんけれども、それだけたとえやったとしても、なかなか新たな事業の展開には踏み込めないというのが現状ですよ。

ですから、より地域間格差の拡大を防ぐためには、税体系をもっと変えるべきだというのが自分の持論といいますか、あるものから、それで当然これは我々政治の責任でもありますし、と同時に、やはり皆さん方も、その点についてはどう考えているかということを知りたいんです。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。

国と地方の税財源の問題につきましては、今地方分権の推進委員会の方で検討がなされてございます。報道によれば、ことしの秋ぐらいに勧告が出るというようなスケジュールになってございます。

昨年度、道州制の特別委員会の方でもいろいろ御審議をいただきまして、今委員がおっしゃられたとおりに、やっぱり国から権限が来るだけでは全く意味がない。それは財源構成もあわせて見直さなければならないといったような御意見もいただいておりまして、それを国の方に御要望していただいたところでございます。

秋に向けまして、我々といたしましても、全国知事会の中でいろいろそういった議論もしてございますので、委員の御指摘も十分踏まえた上で、その辺の議論に真剣にこれから取り組んでまいりたいと思っております。

○田代国広副委員長 これは政治の問題もあるわけですよ、当然。と同時に、やはり執行部の皆さん方も、お互いがこの問題を共有して、実現に向けてやはり努力していかなくちゃならぬと思っておりますので、あえて言わせていただきました。

○森浩二委員長 ほかにないですか。——なければ、これで主要事業に関する質疑を終了いたします。

それでは、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、執行部の報告を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から報告をお願いします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

物品調達等に関する不適正な経理処理に係る再発防止策の取り組み状況につきまして、別紙により御報告いたします。

報告書の1ページをお願いいたします。

今回の不適正経理の問題につきましては、職員の意識の問題、物品調達や予算システムの問題、指導・検査体制の問題など、さまざま

まな問題点が指摘されたところがございます。

県では、外部調査委員会の最終報告に基づきまして、今後二度とこのような不適正な経理を起ささないために、四角の囲みにありますように、4つの観点から再発防止策に徹底して取り組んでまいります。

現在の再発防止策の具体的な実施状況については、1ページの1にあります。まず職員の意識改革・資質向上につきましては、まず1段目でございますけれども、法令遵守研修の充実策といたしまして、所属長や庶務班長を初め全職員を対象に、一番右の欄にありますようにさまざまな研修を実施または実施予定でございます。

また、2段目にあります。適正な会計・物品管理の事務の確保のために、所属長や庶務担当者などの研修も別途実施いたします。

さらに、会計事務でありますとか物品等の管理事務のマニュアルにつきましても全面的な改定を行いますし、また、県職員がとるべき判断や行動のあり方の基本を定めました職員行動規範につきまして、不適正経理への対応を追加し全所属に通知したところがございます。今後徹底してまいります。

資料の2ページお願いいたします。

物品調達・物品管理システムの見直しでございます。

まず、1段目でございますが、納品検査体制の見直しということで、一番右にあります。発注した係と別の係が物品の検査については確認をするというように変更しております。

次に、2段目でございますが、突発的に必要になった物品購入につきましては、やむを得ない場合については事後承認できるなどの集中購買手続の弾力化も実施しております。

また、情報公開の拡大でございますが、随意契約の結果につきましても、県のホームページでの公表に向けて準備中でございます。

また、4段目でございますけれども、職員の物品取り扱い業者への対応指針を制定し通知したところがございますが、今後は、職員が業者に対して不適切な行為を要求した場合などに、業者からの通報窓口の創設でありますとか、不適切な事務処理に関与した業者に対するペナルティーの明確化に向けても作業中でございます。

その他、備品の適正な管理でありますとか、単価契約の見直しなどについても実施したところがございます。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

3の予算執行システムの見直しにつきましては、1段目でございますけれども、緊急に備品購入が必要になった場合に対応するために、予備費的な予算措置を可能にするというようにことも既に通知をしておるところでございますし、2段目でございますけれども、緊急的で業務遂行上必要な場合の予算流用につきましては、手続を弾力化したりしております。

それから、予算の年度内の使い切り意識から脱却するという事で、節減した予算の一定割合を翌年度に活用できる制度につきまして、改めて職員に周知徹底を行ったところでございます。

次に、4の指導・検査、監査体制の強化についてでございますけれども、1段目でございますが、出納機関の支出命令の審査におきましても、書面だけでなく現物確認を実施します。また、随時の会計検査を行うなどの検査の充実を図ってまいります。

それから、3段目以下でございますが、監査委員事務局におかれましても、物品購入の事務処理のチェック体制が機能しているか等に重点を置きました監査の実施でありますとか、随時監査対象機関の拡大、それから監査委員事務局の体制の見直しなどが行われまして、いわゆる検査体制が機能して監査の充実強化を図るということにされております。

次、4ページをお願いいたします。

最後のその他でございますけれども、内部通報に係ります通報窓口につきまして、4月20日付で公益通報委員の充実を図ったところでございますし、また、懲戒処分の指針につきましても、見直しを4月20日に行い通知をしたところでございます。また、国庫補助金のあり方につきましても、現在、政府提案に向けての準備中でございます。

以上、今御報告したような再発防止策を早急に実施し、二度と今回のような不適正な経理処理が発生しないように、全所属を挙げて徹底して取り組んでまいります。

人事課からの報告は以上でございます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

平成21年度6月補正予算の編成についてというペーパーで御説明したいと思います。

現在、国の方で経済危機対策が取りまとめられております。それに沿いまして、県としましても、6月議会で、県としての経済対策の考え方、予算を取りまとめて提案するという方向で今調整を進めております。

2番に、今の状況でございますが、予算編成方針を通達しまして、現在各部で作業しております。まず、第1段階としまして、4月24日、ゴールデンウィーク前には要求を締め切って、後は、まだ国の事業内容等が不明確なものもございますので、随時要求を受けつけた後に、5月中に予算案として取りまとめ、6月議会に提案するというところで取りまとめたいというふうに思っております。

現在の経済対策の取り組みについてと3番に書いておりますが、これが県としての基本認識でございます。

まず、1番目の基本認識につきましては、現在の極めて厳しい本県の経済状況を踏まえて、本県としては、大きな視点とスピード感を持って経済対策を実施するというところで、今回の経済対策を、喫緊の景気雇用だけでな

く、財政再建とくまもとの夢実現を両立するために最大限に生かすという観点から取り組みを進めていきたいということを書いております。

その中で、まず1番目の国の経済危機対策を最大限活用ということで、今回15兆円に上る補正予算が組まれるわけですが、その中でもかなりメニューも充実されておりますので、それを活用しまして経済危機に盛り込まれた具体的対策を取りまとめてまいりたいと思っております。

事業例としまして、一番下に緊急的な対策と書いておりますが、これは、雇用対策の拡充強化、次の裏面に参りまして、中小企業の資金繰り支援、公共事業の前倒し、追加等でございます。それと、中長期的な対策としまして、これは、県が成長するための戦略としまして、太陽光発電普及率日本一を目指すという中での各種事業、過疎地域の定住環境の整備、これはデジタル・ディバイドの解消等でございます。また、安全安心なくまもとの実現ということで、公共事業の中で橋梁の補修とか学校施設の耐震改修等を盛り込みたいというふうに考えております。観光立県くまもとの実現という観点から、各種観光施設の整備促進とか農商工連携による新たな特産品の創出、こういうもののアイデアを募集しております。

さらに、くまもとの夢4カ年に掲げられております4つの戦略ですが、経済上昇くまもと、長寿安心くまもと、品格あるくまもと、人が輝くくまもと、こういうような基本目標の実現に資するような事業を今回取り込んでまいりたいというふうに思っております。

事業例については、農業分野は担い手確保と耕作放棄地の解消など、長寿を恐れない社会ということで認知症対策の強化、あるいは九州新幹線をにらんだ景観対策の強化、学校情報化のICTが今現在考えられるものかな

というふうに思っております。

3番目に、財政再建戦略との整合ということで、現在、危機的な財政状況を踏まえまして、財政再建の取り組みの緒についたばかりであることから、県も経済対策に積極的に取り組むという中においても、財政再建戦略との整合を図ってまいりたいということ、4番目が、市町村・関係団体との連携ということで、現在、市町村や関係団体においても、この経済危機対策に対応した事業の検討が進められているというふうに考えております。各部署においては、必要に応じて市町村とか関係団体との連携、情報交換を密にしながら、より経済対策の効果を高めてまいりたいというふうに思っております。

以上、今の状況でございます。

○森浩二委員長 以上、報告が終了しましたがけれども、質疑はありませんか。

○大西一史委員 一応、確認だけいいですか。

6月補正については、またこれから審議していきますからあれですけども、やっぱり国の方で今経済対策ということで、かなり大規模な経済対策が組まれているということで、ただやっぱり地方の自治体の首長さんたち、いろいろお話が出ていたり、コメントを出しておられたり、直接お話を聞くものも含めると、以前大幅な国の経済対策につき合ってしまったという側面があるということに対して、やっぱりまだトラウマがあると思うわけですよ。ところが、今回の国で審議をされている経済対策については、かなり地方の財源をきちんと抑えて、しかも使い勝手がいいように組んでいるというような話で伺っています。

この方針の中にも、まあポイントはこれかなと思うんですが、財政再建とくまもとの夢の実現を両立する千載一遇のチャンス、つま

り、財政再建をやりながら国のお金を使って景気対策をやっていくんだと、こういう考え方に基づいている。つまり、プライマリーバランスは維持しますよと。国は、プライマリーバランスの黒字化を伸ばすということを一もう大体伸ばさざるを得ないということで、それは国の責任においてやられるということですが、県は、当然このプライマリーバランスの維持はしながら景気対策をやるということでもいいんですよ。

○田嶋財政課長 今、大西委員から説明がございましたように、今回、例えば公共事業については、地方負担の9割を補てんするというような制度を設けられております。そういうものを活用しながら、県として、公共事業の追加を今国と調整しておりますが、基本的には、今おっしゃったように、起債の残高はふやさないという方針は維持したいというふうに思っております。

○大西一史委員 今、起債残高はふやさないということの確認はとれましたが、蒲島知事も、大きくかじを切って、やっぱり今景気対策をしなきゃいけないということをこの前表明されていた。ただ、そこでやっぱり財政規律だけはきちっとしとってもらわないと、やっぱりこれは国と違って県は、ずっと借金を返すために、さっきの田代副委員長の話じゃないけれども、返すために何か仕事をしていたようなところが非常に強いですから、その点についてはきちんと押さえといていただきたい。これはまた今後審議をしたいと思えます。

その中で、いろいろ要求が上がって、4月の何日でしたっけ、24日、あさってが締め切りということですが、この内容については、何か公表したりなんかというのは、その要求段階での公表というのはしないということなのですか。若干してもらおうと審議しやすいか

など思ったんですけれども。

○田嶋財政課長 昨年から、要求段階から各査定段階まですべて公表するようなシステムをとっております。ただ、今回の補正が、要求で全部出そろうのか、ちょっと見えないところもございますので、基本スタンスは保ちつつ、あとはちょっと工夫させていただきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 ある程度、やっぱり県民ニーズに本当にちゃんと合っているものかどうかというのは確認できるようにしといてもらいたいというふうに思っておりますので、その点はよろしく願います。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○馬場成志委員 今いろいろと話がありましたけれども、熊本県は、今度の1次補正については、とても努力していただいている、メニューもたくさん上げていただいておりますというふうに思います。

私ども、自民党の方で一生懸命頑張らせていただいておりますけれども、政治レベルと行政レベルで若干違うところがあって、景気対策を打とうとする国の方も、政治レベルで今物事が前に進んでいますので、各省庁に行くと、まだそんな制度はできていないとかいうような話が出てくる。これは、当然そういったことは懸念はあるわけでありましてけれども、思うとる以上にやっぱりあるというようなことですので、各執行部の皆さん方が、いろんなこういう制度が出てくるというような情報を得て国に打ち合わせに行くと、はじかれて帰ってくるというようなことが現実にあっておりますというふうに思います。

しかし、今回のものは、そこであきらめるんじゃないくて、今3段ロケットと言ったような2つの補正と21年度当初予算、これはやっぱり国で考えたメニューがほとんどでありましたので、先ほど話が出たように——たしか出とったと思いますけれども、現場で一番使いやすい部分の溝があったというふうに思います。そこを埋めるために、今地方にいろんなメニューを上げてもらうというようなことで出ているというふうに思いますし、また、恒久的な制度でなくて景気対策ということで、単年度だからハードルを超えられるというような形で予算をつけてくるというようなメニューも出てくるわけでありまして。

ですから、今いろんな情報を得た部分については、一回各省庁に行ってはじかれたからということであきらめるというようなことであれば、さあ国会が通ったというようなときに、あるいはその前の段階であきらめていたら、よその県にその予算をとられてしまうというような状況になってしまうかというふうに思いますので、決してそういう感覚ではなくて、何とか目標達成のために最後まで粘り強く頑張ってください。

そして、私たちは、また政治レベルの中でしっかりとそのフォローというか、そういったものをしていきたいというふうに思っていますが、あわせて、それと同じようにいつも、地方分権の話なんかもそうですけれども、県と国の話が出るように、今度は市町村と県の話が出てくるわけですね。

市町村がいろんな情報を得て県の方に来ると、そぎゃん制度はまだでけとらんばいというようなことでけられてしまうようなことが、これは常にそうですけれども、やっぱり最近もあつとるようであります。ですから、皆さん方は、早くその情報と可能性のあるものについては、けらずに、市町村としっかりと話をさせていただきたいというふうに思うわけです。

一回早目に打ち合わせに行ったところが、県にそういう制度はないとってけられて、あきらめて違う分野に走っていったら、そっちが出ずに、前にけられた部分が出てきたというようなことになると、市町村の皆さん方は本当に少ないスタッフでやとるわけでありまから、やりがいの問題じゃなくて、景気対策にならぬということがまず第一でありますけれども、テンションも上げていかなきゃいかぬし、そういった仕事を実効あるものにしていかなきゃいかぬわけですから、そこを徹底していただきたいというふうに思っています。

これは、この総務委員会の皆さん方が、ある程度の委員会に出席されとる方々が行政の中でネットワークを持っておられると思いますので、また統括している部分もあると思いますので、各部局にそれを徹底するように、もう本当に総務に血が通ってしもうとらんわけですな。まだ血の届くまでに時間がかかるとる部分があります。それと、長い間やっぱり緊縮財政の中でずっと来とるものだから、考えることにシフトできないというような部分が、これほどこの段階でもあつとですよ。国の段階でもあるし、県の段階でもあるし、市町村の段階でもある。また、地域で頑張っておられる人たちの中にもあります。

ですから、少しでもその意識を早く持って走ったところが、最終的にぼんと料理が出てきたときに、自分が注文した料理が出てくるというようなことになるか、あるいはラーメンを頼んどったのにそばが出てきたらもう食われぬたいというような話になってしもうたらどうしようもないということでありますので、その辺の、さっき財政課長の方からもいろいろ報告がありましたけれども、情報をしっかりとつかんでいただいて、そして可能性のあるものについては、すべてまだやるつもりでしっかりと頑張ってください、最初に少し申し上げましたけれども、熊本県が本当に

努力していただいておりますというのは国の情報からもわかりますけれども、各県のメニューよりもたくさんメニューが出ていますし、額もよその県よりも倍あるいは3倍の額が、いろんな事業として今国に対して要望していただいておりますことも十分承知しておりますので、どうかこのまま、熊本県の経済が回復するように一生懸命に頑張ってくださいたいというふうに思いますので、これはもう要望だけでもよかです。どなたか答えられれば教えてください。

○森浩二委員長 部長か局長、どちらか見解を。

○安倍総合政策局長 今、馬場委員がおっしゃったとおりに、確かに市町村並びに関係団体への情報の提供、周知徹底というのは、若干不徹底な部分はあつたろうと思います。そういう点で、今回、我々も総合政策といたしまして、各部を中心にして市町村への情報の提供並びにいろんな質疑応答、それも加えまして地域振興局の方にも、今回の経済対策関係については説明を行いまして、振興局からも市町村並びに関係団体等への適切なそういう提供、説明ができるような体制をとっていきたいというふうに考えております。よろしくお願います。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ、報告事項に対する質疑を終了いたします。

ほかに、その他で何か質問はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

○森浩二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたします。

最後に、陳情書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

じゃあ、これをもちまして本日の委員会を

閉会いたします。皆さん大変御苦労さまでした。

午後4時0分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長